

平成28年
4月臨時議会
提出議案

主要事項説明書

 福知山市

◆ 提案議案

■ 公立大学法人福知山公立大学が徴収する料金の上限について

(大学政策課)

1 提案の理由

地方独立行政法人法第23条第1項の規定に基づき、公立大学法人福知山公立大学がその業務に関して徴収する料金の上限について認可するにあたり、同条第2項の規定により、議会の議決を要する。

2 認可の概要

(1) 入学料等

区分		単位	上限額
入 学 料	学生	1 件	2 8 2, 0 0 0 円
	科目履修生	1 件	1 0, 0 0 0 円
授 業 料	学生	年額	5 3 5, 8 0 0 円
	科目履修生	1 単位	5, 0 0 0 円
入 学 検 定 料	学生	1 件	1 7, 0 0 0 円
実践教育実習費	学生	年額	4 0, 0 0 0 円

(2) 受講料

区分	単位	上限額
公開講座受講料	1 講座あたり 2 時間以内につき	2, 0 0 0 円
	1 講座あたりの時間数が 2 時間を超える場合、1 時間ごとの加算額	1, 0 0 0 円

(3) 手数料

区分	単位	上限額
証明書交付手数料	1 件	1, 5 0 0 円
図書館利用登録料	1 件	3 0 0 円
文書等の交付手数料	多色刷り 1 枚	5 0 円

(4) 使用料

区分	単位	上限額
教室使用料	1 教室あたり 1 時間につき	1, 5 0 0 円
体育施設使用料	1 施設あたり 1 時間につき	7 0 0 円

(5) その他

前各号に定めるもののほか、公立大学法人福知山公立大学が料金を徴収する必要がある場合は、実費等を基準に理事長が定める。

3 適用期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

■ 専決処分の承認について（2件）

1 福知山市税条例（一部改正）

<H28.3.31 専決第7号>

【税務課】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 特定再生可能エネルギー発電設備に対するわがまち特例の区分を次のとおり定めることとした。
(附則第10条の2第5項及び第6項関係)

ア 太陽光・風力を電気に変換するもの 3分の2

イ 水力・地熱・バイオマスを電気に変換するもの 2分の1

(2) 地方税法の改正に伴い、条項の整理を行うこととした。

(附則第10条の2第4項及び第7項から第9項まで関係)

(3) 行政不服審査法の施行に伴い、文言の整理を行うこととした。

(第10条第1項関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

2 福知山市都市計画税条例（一部改正）

<H28.3.31 専決第8号>

【税務課】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 農地中間管理権の設定をした固定資産の特例の追加及び項ずれに伴い、読替規定の整理を行うこととした。
(附則第11項関係)

(2) 地方税法の改正に伴い、条項の整理を行うこととした。

(第2条第2項及び附則第2項から第7項まで関係)

3 施行期日

平成28年4月1日